

新型コロナワクチン接種後健康被害の実態調査と医療体制の整備を求める意見書（案）

新型コロナワクチンの接種が開始されてから4年が経過した現在も、接種後に長期的な体調不良を訴える住民が全国で多数存在している。これらの健康被害については、十分な実態調査が行われておらず、医療機関における副反応疑い報告も提出されていない例が相次ぎ、その実態が十分に拾い上げられていないのが現状である。その結果として、これらの健康被害について確立した治療法がなく、治療研究も十分に進められていない状況が続いている。

また、唯一の救済制度である「予防接種健康被害救済制度」についても、申請や審査に長期間を要することに加え、医療機関による書類作成の困難さや、書類費用の高額化といった声が寄せられている。さらに、認定基準や審査内容が不透明で、理由が明確に示されない不認定事例も増加しているとの指摘がある。健康被害を受けた方々が医療面・経済面の両面で適切な支援を受けられず、生活基盤を失いかねない深刻な状況が続いている。

国は、新型コロナワクチンの接種を推奨してきた立場にあり、その責任として被害の実態を調査し、被害者が安心して医療を受けられる体制を構築するとともに、迅速かつ公平な救済がなされるよう取り組む必要がある。

よって、国においては、下記の取組を早急に実施されるよう強く求める。

記

1. 医療現場における周知徹底と副反応疑い報告の改善
 - ・接種後の健康被害に関する情報を全国の医療機関・医師に周知し、症例が適切に把握される体制を整えること。
 - ・医師が因果関係なしと判断した場合に報告がなされない現状を改善し、必要な症例が報告から漏れない仕組みを検討すること。
2. 予防接種健康被害救済制度の改善
 - ・申請手続の簡素化と、申請から審査までの期間短縮を図ること。
 - ・審査基準や判断理由を明確化し、不認定例の公開及び検証を進めるなど、制度の透明性向上を図ること。
3. 実態調査と評価体制の見直し及び治療研究体制の整備
 - ・遷延する症状を対象とした全国的な実態調査を国の責任で実施すること。
 - ・副反応検討部会や救済審査の公平性・透明性をさらに高めるため、外部有識者等による独立性のある第三者的評価機能（検察審査会に類する再評価の仕組み）を設け、審査全体の公正性に疑義が生じない体制を構築すること。
 - ・接種後健康被害に関する医療的知見を蓄積するため、治療法の確立に向けた研究体制を整備し、研究を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月24日

奈良市議会